



山形県公報

平成23年3月22日(火)

号 外(3)

目 次

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(議 会) ... 7
山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例.....	(人 事 課) ...同
山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 8
山形県部設置条例の一部を改正する条例.....	(同) ...10
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...11
知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...13
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財 政 課) ...14
山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例.....	(税 政 課) ...16
山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例.....	(水大気環境課) ...同
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	(食品安全対策課) ...同
山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例.....	(子ども家庭課) ...17
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例.....	(健康福祉企画課) ...18
山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例.....	(地域医療対策課) ...同
山形県立ワークショップ明星園条例.....	(障がい福祉課) ...19
山形県農業改良資金特別会計条例.....	(農業経営課) ...20
山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課) ...21
山形県都市公園条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....	(空港港湾課) ...同
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例.....	(教 育 庁) ...22
山形県暴力団排除条例.....	(警 察 本 部) ...同
山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	(同) ...26
山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(企 業 局) ...同
山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(病院事業局) ...27

この号で公布された条例のあらまし

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第5号）（議会）

- 1 総務委員会は、企画振興部の分掌に属する事項を所管することとした。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（議会）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により行われる選挙において選挙すべき山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとした。

県職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（人事課）

- 1 新たに教育職員となった者が行う服務の宣誓について定めることとした。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（人事課）

- 1 議会の議員が議会等に出席する日の前日に招集地に宿泊する必要があると認められるときは、宿泊に係る費用弁償額を併せて支給することとした。（第2条第3項関係）
- 2 教育委員会の委員等の報酬を日額で定めることとした。（別表第3関係）
- 3 この条例による改正後の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、この条例による改正後の規定にかかわらず、この条例による改正前の規定を適用したとしたならばその者に支給すべきこととなる報酬の額とすることとした。（改正条例附則第2項関係）
- 4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県部設置条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（人事課）

- 1 企画振興部を設置することとし、県行政の企画及び調整に関する事項、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項、地域振興に関する事項、情報化の推進に関する事項並びに統計に関する事項を分掌させることとした。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（人事課）

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般の派遣職員について、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することとした。（第4条第1項関係）
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員又は単純労務職員である派遣職員について、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給与を支給することとした。（第11条第1項関係）

- 3 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（人事課）

- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市及び村が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第7項、第10項、第12項、第17項、第24項～第26項、第37項、第

38項、第42項及び第45項関係)

- (1) 国有財産法の規定に基づく準用河川の用に供されている公共用財産の調査又は測量のための他人の占有する土地への立入り等 長井市
- (2) 屋外広告物法の規定に基づく条例に違反した屋外広告物等に対する措置等 酒田市
- (3) 身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者相談員の委託 東根市
- (4) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可等 大蔵村及び戸沢村
- (5) 工場立地法の規定に基づく特定工場の新設の届出の受理等 酒田市、新庄市及び南陽市
- (6) 知的障害者福祉法の規定に基づく知的障害者相談員の委託 東根市
- (7) 商工会法の規定に基づく設立の認可等 南陽市
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく開発行為の許可等 長井市及び東根市
(一部の事務にあっては、東根市を除く。)
- (9) 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定等 村山市
- (10) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づく新法特定工場における製品等の変更の届出の受理 酒田市、新庄市及び南陽市
- (11) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等 上市市

2 教育委員会の権限に属する博物館法の規定に基づく博物館の登録等の事務は、米沢市が処理することとした。(改正後の第2条第2項の表第1項関係)

3 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第12号) (人事課)

1 知事等及び職員の給与を減額して支給する期間を平成25年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第13号) (財政課)

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。(改正後の第2条第1項第124号の2、第124号の3、第138号の2、第138号の3、第228号の10、第228号の11、第232号の2、第232号の3、第385号の2及び第385号の3関係)

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者の認定の申請に対する審査等
- (2) 介護保険法の規定に基づく介護支援専門員として実務に従事した経験を有する者を対象とした更新研修の実施等
- (3) 建築士法の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付等

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第159号～第161号、第276号及び第385号関係)

- (1) 病院検査手数料、診療所検査手数料及び助産所検査手数料
- (2) 家畜商講習手数料
- (3) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料

3 建築士法の規定により二級建築士等登録事務を都道府県指定登録機関に行わせることとした場合及び同法の規定により事務所登録等事務を指定事務所登録機関に行わせることとした場合におけるそれぞれの事務に係る手数料は、それぞれ当該事務を行う機関に納めるものとし、当該機関に納められた手数料は、その収入とすることとした。(改正後の第3条第15項及び第17項関係)

4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)、2の(3)及び3の改正は、同年7月1日から施行することとした。

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (県条例第14号) (税政課)

1 この条例の施行後5年を目途として山形県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（水大気環境課）

1 水質汚濁防止法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、1の改正の一部は、公布の日から施行することとした。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（食品安全対策課）

1 飲食店営業等に係る公衆衛生上必要な基準を追加することとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（子ども家庭課）

山形県妊婦健康診査支援基金の設置期間を平成24年9月30日まで延長することとした。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（健康福祉企画課）

1 保健所及び衛生研究所の手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（地域医療対策課）

1 短期修学資金の貸与の対象に大学の医学を履修する課程の第4学年に在学している者を加えることとした。（第2条第4号関係）

2 後期研修医研修資金の貸与の対象に特定診療科以外の診療科において後期研修を受けている者を加えることとした。（第2条第5号関係）

3 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、後期研修を受けている間（知事が適当と認める場合に限る。）は、引き続き公立病院等に在職することを要しないこととした。（第8条第1項第1号関係）

4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県立ワークショップ明星園条例（県条例第20号）（障がい福祉課）

1 障害者自立支援法第79条第1項の規定により、同項第1号に掲げる事業を行うため、山形県立ワークショップ明星園（以下「明星園」という。）を山形市に置くこととした。（第1条関係）

2 県は、3により明星園の管理を指定管理者が行う場合を除き、明星園において生活介護及び就労継続支援を受けた者から使用料を徴収することとした。（第2条第1項関係）

3 明星園の管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第3条～第6条関係）

4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県農業改良資金特別会計条例（県条例第21号）（農業経営課）

1 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の規定による改正前の農業改良資金助成法に規定する農業改良資金（以下「農業改良資金」という。）及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に規定する資金（以下「就農支援貸付金」という。）の円滑な運営とそれらの経理の適正を図るため、山形県農業改良資金特別会計を設置することとした。（第1条関係）

2 この会計の歳入は、農業改良資金及び就農支援貸付金に係る元利収入、一般会計繰入金、県債、繰越金その他諸収入とし、歳出は、就農支援貸付金、一般会計繰出金、県債の元利償還金、国への納付金その他諸支出とすることとした。（第2条関係）

3 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（都市計画課）

1 酒田市が条例による事務処理の特例として事務を処理することに伴い、規定の整備を行うこ

ととした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（都市計画課）

1 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第15条関係）

2 有料公園施設の改修に伴い、使用料の額を改定することとした。（別表第3第1項関係）

3 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成24年4月1日から施行することとした。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（空港港湾課）

1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成24年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（教育庁）

1 学校職員の定数を変更することとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

山形県暴力団排除条例（県条例第26号）（警察本部）

1 この条例は、暴力団又は暴力団員等による不当な活動の排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による県民活動への不当な影響の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 暴力団排除に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）

3 県の責務並びに県民及び事業者の役割について定めることとした。（第4条及び第5条関係）

4 暴力団排除に関する基本的施策について定めることとした。（第6条～第10条関係）

5 一定の施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならないこととした。（第11条関係）

6 県及び青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずることとした。（第12条関係）

7 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の威力を利用する目的等で利益の供与をしてはならないこととした。（第13条関係）

8 事業者が、その行う事業に関し、書面による契約を締結する場合において、当該取引が暴力団若しくは暴力団員等による不当な活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるとともに、当該契約により暴力団を利することが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めることとした。（第14条関係）

9 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が7に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が7に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならないこととした。（第15条関係）

10 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めるとともに、当該契約において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨を定めるよう努めることとした。（第16条第1項及び第3項関係）

- 11 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないこととした。（第16条第2項関係）
- 12 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、10及び11に掲げる責務の遵守に関し助言その他の措置を講ずることとした。（第17条第1項関係）
- 13 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならないこととした。（第17条第2項関係）
- 14 県内における建設工事（増改築及び改修工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負をしようとする者は、当該請負に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事の結果完成することとなる物件（以下「物件」という。）を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めるとともに、当該契約において、当該物件が暴力団事務所の用に供されることとなるものと認められるときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めることとした。（第18条第1項及び第3項関係）
- 15 何人も、自己が請負をしようとしている建設工事に係る物件が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該請負に係る契約をしてはならないこととした。（第18条第2項関係）
- 16 公安委員会は、7、9、11、13及び15に違反する行為をした疑いがあると認められる者及びその関係者に対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができることとした。（第19条関係）
- 17 公安委員会は、7、9、11、13及び15に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができることとした。（第20条関係）
- 18 公安委員会は、16により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は17による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第21条関係）
- 19 5に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者に対する罰則を設けることとした。（第23条及び第24条関係）
- 20 この条例は、平成23年8月1日から施行することとした。
山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（警察本部）
 - 1 警察官を増員し階級別の定数を変更するとともに、その他の職員を減員することとした。
 - 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。
山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（企業局）
電気事業の用に供する水力発電所の合計最大出力及び酒田工業用水道の給水区域を変更することとした。
山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（病院事業局）
 - 1 病院事業の診療科目として疼痛緩和内科を新設することとした。
 - 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務部」を「総務部、企画振興部」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（人口の特例）

- 4 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）第1条の規定により行われる選挙において選挙すべき山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、同法附則第2条第1項の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

県職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

県職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第2 警察職員」を

「第2 教育職員

宣 誓 書

私は、日本国憲法を擁護し、法令を遵守するとともに、全体の奉仕者たる教育職員として、教育基本法に定める教育の目的の実現のため、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、職責を誠実かつ公正に遂行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

第3 警察職員
に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年 9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「特別委員会」を「特別委員会（以下「議会等」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、議会等に出席する日の前日に招集地に宿泊する必要があると認められるときは、前項に規定する費用弁償額を併せて支給する。

別表第3を次のように改める。

別表第3

職名		報酬額
教育委員会の委員	委員長	月額 192,000円
	委員	日額 25,900円
選挙管理委員会の委員	委員長	同 28,800円
	委員	同 25,900円
	補充員	同 10,800円
非常勤の監査委員		同 25,900円
非常勤の人事委員会の委員	委員長	月額 192,000円
	委員	日額 25,900円
公安委員会の委員	委員長	月額 192,000円
	委員	日額 25,900円
	会長	同 28,800円
	委員	同 25,900円

労働委員会の委員	特別調整委員	同	10,800円
	あつせん員		
	あつせん員候補者		
収用委員会の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
	予備委員	同	10,800円
	あつせん委員		
	仲裁委員		
海区漁業調整委員会の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
選挙長		同	10,600円
選挙分会長		同	10,600円
選挙立会人		同	8,800円
審査分会長		同	10,600円
審査分会立会人		同	8,800円
非常勤の職員等	日額をもつて定める者	日額31,400円以内で任命権者が定める額	
	月額をもつて定める者	月額270,000円以内で任命権者が定める額	
	年額をもつて定める者	年額279,000円以内で任命権者が定める額	

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」と

いう。)第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、同項の規定を適用したとしたならばその者に支給すべきこととなる報酬の額とする。

山形県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホからチまでを削り、リを二とし、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企画振興部

- イ 県行政の企画及び調整に関する事項
- ロ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- ハ 地域振興に関する事項
- ニ 情報化の推進に関する事項
- ホ 統計に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(山形県固定資産評価審議会条例の一部改正)
- 2 山形県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月県条例第50号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部」を「企画振興部」に改める。
(山形県公衆浴場入浴料金審議会条例の一部改正)
- 3 山形県公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和40年4月県条例第30号）の一部を次のように改正する。
第6条中「健康福祉部」を「生活環境部」に改める。
(山形県生活衛生適正化審議会条例の一部改正)
- 4 山形県生活衛生適正化審議会条例（平成12年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第6条中「健康福祉部」を「生活環境部」に改める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その」を「人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、そ

の」に、「100分の70を支給する」を「100分の100以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「その他前項」を「その他同項」に、「前項本文」を「同項」に改める。

第11条第1項中「の派遣の期間における給与の種類は」を「には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中」に、「とする」を「を支給する」に改め、同条第2項中「、当該」を「、同項の規定にかかわらず、当該」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第7項市町村の欄中「村山市」を「村山市、長井市」に改め、同表中第49項を第50項とし、第45項から第48項までを1項ずつ繰り下げ、同表第44項市町村の欄中「山形市」を「山形市、上山市」に改め、同項を同表第45項とし、同表中第43項を第44項とし、第42項を第43項とし、同表第41項市町村の欄を次のように改める。

鶴岡市、酒田市、新庄
市及び南陽市

第2条第1項の表中第41項を第42項とし、第38項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、同表第37項市町村の欄を次のように改める。

米沢市及び村山市

第2条第1項の表中第37項を第38項とし、同表第36項市町村の欄中「長井市及び東根市以外の市」を「各市」に、「天童市」を「天童市、東根市」に改め、同項を同表第37項とし、同表第31項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、同表第30項事務の欄中「第34項」を「第35項」に改め、同項を同表第31項とし、同表第26項から第29項までを1項ずつ繰り下げ、同表第25項市町村の欄中「上山市」を「上山市、南陽市」に改め、同項を同表第26項とし、同表第24項市町村の欄中「天童市」を「天童市、東根市」に改め、同項を同表第25項とし、同表第23項市町村の欄を次のように改める。

鶴岡市、酒田市、新庄
市及び南陽市

第2条第1項の表中第23項を第24項とし、第17項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、同表第16項市町村の欄中「鮭川村」を「大蔵村、鮭川村、戸沢村」に改め、同項を同表第17項とし、同表第15項事務の欄中「第18項」を「第19項」に、「第17項」を「第18項」に改め、同項を同表第16項とし、同表第12項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、同表第11項市町村の欄中「天童市」を「天童市、東根市」に改め、同項を同表第12項とし、同表中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。)、山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第7条第2項の規定による措置
 - (2) 法第7条第3項の規定による措置及び費用の徴収
 - (3) 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却
 - (4) 法第8条第1項の規定による法第2条第1項に規定する屋外広告物(以下この項において「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下この項において「掲出物件」という。)の保管
 - (5) 法第8条第2項の規定による広告物又は掲出物件の保管の公示
 - (6) 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の評価及び売却並びに売却代金の保管
 - (7) 法第8条第4項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄
 - (8) 条例第3条第1項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可
 - (9) 条例第3条第2項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の届出の受理
 - (10) 条例第5条第1項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の期間の決定
 - (11) 条例第5条第3項(条例第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加
 - (12) 条例第6条第1項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の更新の許可
 - (13) 条例第7条第1項の規定による広告物又は掲出物件の変更の許可
 - (14) 条例第7条第3項の規定による広告物又は掲出物件の変更の届出の受理
 - (15) 条例第10条第1項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可
 - (16) 条例第10条第2項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による広告物又は掲出物件を除却した旨の届出の受理
 - (17) 条例第13条第1項の規定による管理者を置いた旨の届出の受理
 - (18) 条例第13条第2項の規定による管理者の変更の届出の受理
 - (19) 条例第13条第3項の規定による管理者等の氏名等の変更の届出の受理
 - (20) 条例第14条の規定による工事の完成の届出の受理
 - (21) 条例第16条第1項の規定による許可の取消し
 - (22) 条例第16条第2項の規定による除却の命令
 - (23) 条例第16条第3項の規定による必要な措置の命令
 - (24) 条例第16条第4項の規定による除却の公示
 - (25) 条例第17条第1項の規定による報告若しくは資料の徴収又は

酒田市

立入検査

第2条第2項の表中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

<p>1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条の規定による博物館の登録及び登録した旨又は登録しない旨の通知</p> <p>(2) 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第13条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録</p> <p>(4) 法第14条第1項の規定による博物館の登録の取消し</p> <p>(5) 法第14条第2項の規定による博物館の登録の取消しの通知</p> <p>(6) 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理</p> <p>(7) 法第15条第2項の規定による博物館の登録の抹消</p> <p>(8) 法第27条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>(9) 法第27条第2項（法第29条において準用する場合を含む。）の規定による専門的又は技術的な指導又は助言</p> <p>(10) 法第29条の規定による博物館に相当する施設の指定</p> <p>(11) 省令第21条の規定による博物館に相当する施設が省令第19条第1項に規定する要件を欠くに至った旨の報告の受理</p> <p>(12) 省令第23条の規定による報告の徴収</p> <p>(13) 省令第24条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し</p>	<p>米沢市</p>
--	------------

附則第3項中「第2条第1項の表第30項」を「第2条第1項の表第31項」に改める。

附則第5項中「第2条第2項の表第1項各号」を「第2条第2項の表第2項」に改める。

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に法令、条例若しくは規則の規定により知事及び教育委員会がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事及び教育委員会に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項及び第2項の規定により市町村の長及び教育委員会が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市町村の長及び教育委員会が行った処分その他の行為又は当該市町村の長及び教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年 3月県条例第 8号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第124号の 3 を第124号の 5 とし、同項第124号の 2 中「借り受け」を「借受け」に改め、同号を同項第124号の 4 とし、同項第124号の次に次の 2 号を加える。

(124)の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者の認定の申請に対する審査
 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円

(124)の 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 2 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者の認定の更新の申請に対する審査
 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円

第 2 条第 1 項第138号中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(138)の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者の認定の申請に対する審査
 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円

(138)の 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者の認定の更新の申請に対する審査
 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円

第 2 条第 1 項第159号中「43,000円」を「43,000円（実地の検査を行わない場合にあつては、14,000円）」に改め、同項第160号中「22,000円」を「22,000円（実地の検査を行わない場合にあつては、7,300円）」に改め、同項第161号中「16,000円」を「16,000円（実地の検査を行わない場合にあつては、5,400円）」に改め、同項第228号の10を次のように改める。

(228)の10 介護保険法第69条の 8 第 2 項の規定に基づく更新研修の実施
 介護支援専門員更新研修手数料
 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの	18,000円
ロ 介護支援専門員証有効期間に介護支援専門員として実務に従事した経験を有する者（以下「実務従事者」という。）のうち、実務従事者を対象とした更新研修及び介護保険法第69条の 8 第 2 項ただし書の規定に基	19,500円

<p>づき更新研修に相当する研修として知事が指定する研修（以下この号及び次号において「専門研修」という。）を受けていない者又は同法第69条の7第2項の規定による研修を受けて介護支援専門員証の交付を受けた者（以下この号において「再研修者」という。）であって介護支援専門員証有効期間に専門研修を受けていないものを対象とするもの</p>	
<p>八 実務従事者のうち、実務従事者を対象とした更新研修を受けていない者又は再研修者であって介護支援専門員証有効期間に専門研修（介護支援専門員として実務に従事した期間が3年以上の者を対象とするものに限る。）を受けたものを対象とするもの</p>	11,000円
<p>二 実務従事者を対象とするもののうち、ロ及び八に該当しないもの</p>	8,500円

第2条第1項中第228号の11を第228号の12とし、第228号の10の次に次の1号を加える。

(228)の11 専門研修の実施	介護支援専門員専門研修手数料	介護支援専門員として実務に従事した期間が6月以上の者を対象とする専門研修にあつては11,000円、当該期間が3年以上の者を対象とする専門研修にあつては8,500円
------------------	----------------	---

第2条第1項第232号の次に次の2号を加える。

(232)の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15第1項の規定に基づく介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修の実施	主任介護支援専門員研修手数料	21,000円
(232)の3 介護支援専門員として実務に従事している期間がおおむね1年に満たない者を対象とする研修の実施	介護支援専門員実務従事者基礎研修手数料	4,800円

第2条第1項第276号中「3,500円」を「4,500円」に改め、同項第385号中「18,000円」を「19,200円」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(385)の2 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料	5,900円
(385)の3 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料	5,900円

第3条中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 建築士法第26条の3第1項の規定により知事が同項に規定する事務所登録等事務を同項に規定する指定事務所登録機関に行わせることとした場合における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録手数料又は建築士事務所登録証明書交付手数料は、当該指定事務所登録機関に納めるものとする。この場合において、当該指定事務所登録機関に納められた一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録手数料又は建築士事務所登録証明

書交付手数料は、その収入とする。

第3条第14項の次に次の1項を加える。

- 15 建築士法第10条の20第1項の規定により知事が同項に規定する二級建築士等登録事務を同項に規定する都道府県指定登録機関に行わせることとした場合における二級建築士又は木造建築士の免許手数料、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料又は二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料は、それぞれ二級建築士若しくは木造建築士の登録手数料、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付手数料又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の再交付手数料として当該都道府県指定登録機関に納めるものとする。この場合において、当該都道府県指定登録機関に納められた二級建築士若しくは木造建築士の登録手数料、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付手数料又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の再交付手数料は、その収入とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第385号の改正規定、同号の次に2号を加える改正規定及び第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条第1項中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。

附則第6項中「この条例の施行後」を「山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第14号）の施行後」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第2条第10項」を「第2条第14項」に改める。

第25条第1項中「物質（）」を「有害物質（）」に改める。

附 則

この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号中「する」を「行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行う」に改め、同項第6号中「出入口」を「窓及び出入口」に改め、同項第7号中「排水がよく」を「適切に排水が」に、「防ぎ、排水溝の清掃」を「防ぐとともに、排水設備の清掃、点検」に改め、同表第2項第5号中「精度」を「機能」に改め、同表第3項第1号中「1年間」を「1年間（取り扱う食品及び添加物（以下「食品等」という。）の賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）を考慮した流通の期間が1年以上の場合にあっては、当該期間）」に改め、同項第2号中「保健所の長の指示を受け」を「使用を中止し」に改め、同表第4項第4号中「殺虫」を「清掃」に改め、同表第5項に次の2号を加える。

(6) 有毒な部位を有する原材料を加工し、又は調理する場合は、有毒な部位の確実な除去その他の前処理を行うこと。

(7) 有毒な部位の確実な除去その他の前処理を行っていない食品の販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をする場合は、相手が当該食品を適正に取り扱うことができることを確認すること。

別表第1第7項第1号中「行い、その記録を1年間保存する」を「行う」に改め、同表中第11項を第14項とし、第8項から第10項までを3項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の3項を加える。

8 記録の保存

(1) 取り扱う食品等に係る仕入先、製造又は加工の状況、製品検査の結果、販売先その他必要な事項に関する記録を作成したときは、その記録を取り扱う食品等の消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）又は賞味期限等の流通の状況に応じた合理的な期間保存すること。

9 回収及び廃棄

(1) 食品等、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る体制を整備するとともに、自主的に回収するときは、直ちに、その旨を保健所の長に報告すること。

(2) 回収した製品は、他の製品と明確に区分して保管し、適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(3) 回収を行う際に、当該回収に係る製品に起因する食品衛生上の危害の発生の防止のため消費者への注意を喚起する必要があるときは、当該回収を行っている旨の公表を行うこと。

10 情報の提供

(1) 食品等、器具及び容器包装の安全性に関する消費者に対する情報の提供に努めること。

(2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る消費者からの健康被害（当該健康被害が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因する又はその疑いがあると医師の診断を受けたものに限る。）に関する情報及び法の規定に違反する食品等に関する情報を取得した場合は、保健所の長に速やかに報告すること。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

山形県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年2月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年 3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

16,300	円
8,880	

を

17,400	円
9,580	

に、

6,820
54,500
6,820
40,100
6,820
78,700

を

7,410
60,600
7,410
41,900
7,410
84,100

に改め

る。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金等貸与条例（平成17年 7月県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号口中「第 5 学年又は第 6 学年」を「第 4 学年から第 6 学年まで」に改め、同条第 5 号イ中「の特定診療科」を削る。

第 8 条第 1 項第 1 号イ中「、公的医療機関又は大学病院）に勤務した」を「公的医療機関又は大学病院とし、後期研修の期間にあっては公立病院等又は大学病院とする。以下この号において同じ。）に勤務した」に、「臨床研修を修了した後に大学病院で後期研修（研修期間が 2 年以内のものに限る。）を受ける場合にあっては、当該後期研修の期間を含む」を「臨床研修期間と後期研修の期間を合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に 2 分の 3 を乗じて得た期間（当該期間が 7 年に満たないときは、7 年とする。）の 2 分の 1 に相当する期間（以下「研修可能期間」という。）を超える場合にあっては、臨床研修期間と後期研修の期間を合算した期間は、研修可能期間とする」に改め、同イ(ハ)中「（臨床研修期間にあっては、公的医療機関又は大学病院）」を削り、同(ハ)を同イ(ニ)とし、同イ(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 後期研修（公立病院等における後期研修にあっては、当該後期研修のうち研修可能期間から臨床研修期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分）を受けていると

き（知事が適当と認める場合に限る。）。

第8条第1項第2号イ中「、公的医療機関又は大学病院）に勤務した」を「公的医療機関又は大学病院とし、後期研修の期間にあっては公的医療機関の特定診療科又は大学病院の特定診療科（後期研修を受ける期間が3年以内の場合に限る。）とする。以下この号において同じ。）に勤務した」に改め、「（臨床研修を修了した後に大学病院で後期研修（研修期間が3年以内のものに限る。）を受ける場合にあつては、当該後期研修の期間を含む。）」を削り、同イ(ハ)中「（臨床研修期間にあっては、公的医療機関又は大学病院）」を削り、同項第3号イ中「、公的医療機関又は大学病院）に勤務した」を「公的医療機関又は大学病院とし、後期研修の期間にあっては公立病院等又は大学病院（後期研修を受ける期間が3年以内の場合に限る。）とする。以下この号において同じ。）に勤務した」に改め、「（臨床研修を修了した後に大学病院で後期研修（研修期間が3年以内のものに限る。）を受ける場合にあつては、当該後期研修の期間を含む。）」を削り、同イ(ハ)中「（臨床研修期間にあっては、公的医療機関又は大学病院）」を削り、同項第4号イ中「、公的医療機関又は大学病院）に勤務した」を「公的医療機関又は大学病院とし、後期研修の期間にあっては公立病院等又は大学病院とする。以下この号において同じ。）に勤務した」に、「除き、臨床研修を修了した後に大学病院で後期研修を受ける場合にあつては、当該後期研修の期間を含む」を「除く」に改め、同イ(ハ)中「（臨床研修期間にあっては、公的医療機関又は大学病院）」を削り、同項第5号イ中「の特定診療科」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県立ワークショップ明星園条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県立ワークショップ明星園条例

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項の規定により、同項第1号に掲げる事業を行うため、山形県立ワークショップ明星園（以下「明星園」という。）を山形市に置く。

（使用料の徴収等）

第2条 県は、次条の規定により明星園の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、明星園において法第5条第6項に規定する生活介護及び同条第15項に規定する就労継続支援を受けた者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者を除く。以下「利用者」という。）から、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。

2 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者）

第3条 明星園の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、明星園の管理を行うものとする。

(1) 法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準

(2) 明星園は、午前9時から午後5時までの時間は、閉館時間としないこと。

(3) 明星園は、次に掲げる日以外は休館日としないこと。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) その他明星園の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号及び第3号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて明星園の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に明星園を開館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 明星園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 明星園の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、明星園の管理に関し知事が必要と認める業務

（利用料金）

第6条 第3条の規定により指定管理者が明星園の管理を行う場合にあつては、利用者は、第2条第1項に定める額の料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 指定管理者は、前項の料金を自己の収入として収受するものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、第1項の料金の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）附則第9項の規定により承認を受けている明星園の開館時間及び休館日は、第4条第2項の規定による承認を受けた開館時間及び休館日とみなす。

山形県農業改良資金特別会計条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県農業改良資金特別会計条例

（設置）

第1条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号。以下「旧農業改良資金助成法」という。）第2条に規定する農業改良資金（以下「農業改良資金」という。）及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条第1項に規定する資金（以下「就農支援貸付金」という。）の円滑な運営とそれらの経理の適正を図るため、山形県農業改良資金特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、農業改良資金及び就農支援貸付金に係る元利収入、一般会計繰入金、県債、繰越金その他諸収入をもってその歳入とし、就農支援貸付金、一般会計繰出金、県債の元利償還金、国への納付金その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 旧農業改良資金助成法第12条第1項の規定により設置された山形県農業改良資金特別会計は、第1条の規定に基づく山形県農業改良資金特別会計となり、同一性をもって存続するものとする。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「県公報に」を削る。

第16条の2第2項第2号中「登載する」を「登載し、又はこれに準ずる方法により公示する」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条中「及び蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク」を削る。

別表第3第1項の表山形県総合運動公園の項中

1時間当たり 250円	を
1時間当たり 510円	

に改める。

1時間当たり 510円
1時間当たり 1,020円

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても行うことができる。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校 中 学 校	人 6,438	人 416	人 50	人	人	人 423	人	人 34	人 7,361
特 別 支 援 学 校	707	18		98	21	42		65	951
高等学校	1,953	61			178	168	10	114	2,484

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県暴力団排除条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 基本的施策（第6条 - 第10条）

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第11条・第12条）

第4章 不当な利益の供与の禁止等（第13条 - 第15条）

第5章 暴力団事務所に関する措置（第16条 - 第18条）

第6章 雑則（第19条 - 第22条）

第7章 罰則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団又は暴力団員等による不当な活動の排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による県民活動への不当な影響の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な活動を防止し、及びこれにより県内の事業活動又は県民活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団排除は、暴力団又は暴力団員等の不当な活動が県民の平穏な生活及び社会経済活動を著しく脅かしていることをすべての県民等が認識した上で、暴力団を利する行為をしないことを基本として推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、暴力団排除に関する施策の推進に当たり、市町村、県民等その他暴力団排除に関する取組を行う者と連携し、及び協力して取り組むものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、暴力団員等による不当な要求に応じないよう努めるとともに、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団を利することとならないよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（県の事務及び事業における措置）

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（警察による保護措置）

第7条 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第8条 県は、県民等が暴力団排除のための活動に相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 県は、暴力団排除が推進されるよう、暴力団排除の重要性について県民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（市町村への協力）

第10条 県は、市町村が暴力団排除のための施策を策定し、実施するときは、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第11条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所

(4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所

(5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

(6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

(8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

（青少年に対する指導等）

第12条 県及び青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団又は暴力団員等の不当な活動による被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるものとする。

第4章 不当な利益の供与の禁止等

（利益の供与の禁止）

第13条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（取引時における措置等）

第14条 事業者は、その行う事業に関し、書面による契約を締結する場合において、当該取引が暴力団若しくは暴力団員等による不当な活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、書面による契約を締結する場合において、当該契約により暴力団を利用することが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

（暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止）

第15条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第1項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第5章 暴力団事務所に関する措置

（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）

第16条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めるものとする。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨を定めるよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の責務）

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講ずるものとする。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

（建設工事の請負をしようとする者の責務）

第18条 県内における建設工事（増改築及び改修工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負をしようとする者は、当該請負に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事の結果完成することとなる物件（以下「物件」という。）を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めるものとする。

2 何人も、自己が請負をしようとしている建設工事に係る物件が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該請負に係る契約をしてはならない。

3 建設工事の請負をしようとする者は、当該請負に係る契約において、当該物件が暴力団事務所の用に供されることとなるものと認められるときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

第6章 雑則

（調査）

第19条 公安委員会は、第13条第1項、第15条、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者及びその関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第20条 公安委員会は、第13条第1項、第15条、第16条第2項、第17条第2項又は第18条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対

し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第21条 公安委員会は、第19条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第7章 罰則

第23条 第11条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

	「550人	「551人	
第1条第1項中	568人	を	569人
	587人		588人
	360人」		340人」

に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「96,000キロワット」を「88,000キロワット」に改め、同条第2項の表中

「	酒田市	を	「酒田市及び飽海郡遊佐町	に改める。
---	-----	---	--------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小児科」を「疼痛緩和^{とう}内科、小児科」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年 3 月22日印刷
平成23年 3 月22日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056